



日本基準

平成29年3月期 四半期決算の留意事項 ーチェックリスト

2016年11月

あずさ監査法人

目次

本冊子について	3
参考基準等の略称	4
チェックリスト	5
1. 当期（第1四半期）から適用される会計基準	5
1.1 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成27年12月公表、平成28年3月改正）	5
1.2 実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（平成28年6月公表）	7
2. 平成28年度税制改正（平成28年3月31日公布）関係	8

本冊子について

本冊子は、平成 29 年 3 月期の四半期決算において、日本基準に準拠した財務諸表を作成する際に、新たに留意すべき項目を示すことにより、利用者に役立つものとなることを目的として作成しています。

参考基準等の略称

■ 1.1 に関する会計基準等

指 26 号：企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」
（平成 27 年 12 月公表、平成 28 年 3 月改正）

■ 1.2 に関する会計基準等

実 32 号：実務対応報告第 32 号「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」
（平成 28 年 6 月公表）

■ 2 に関する会計基準等

指27号：企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（平成28年3月公表）

チェックリスト

1. 当期（第 1 四半期）から適用される新会計基準等

1.1 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成 27 年 12 月公表、平成 28 年 3 月改正）

年度・四半期共通の留意事項

〔適用初年度の取扱い〕

指 26 号 49 項(3)

①適用初年度の期首において、以下の定めを適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

(i) (分類 2) に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い（21 項ただし書き参照）

(ii) (分類 3) に該当する企業において、おおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い（24 項参照）

(iii) (分類 4) の要件に該当する企業であっても、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には（分類 2）に該当するものとする取扱い（28 項参照）

指 26 号 49 項(4)

②適用初年度において、上記①の影響額について、当該年度の期首時点で本適用指針を適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債との差額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

ただし、資産及び負債の評価替えにより生じた評価差額等をその他の包括利益で認識した上で純資産の部にその他の包括利益累計額に計上する場合または直接純資産の部の評価・換算差額に計上する場合、本適用指針を適用した場合の期首時点の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債との差額は、適用初年度の期首のその他の包括利益累計額または評価・換算差額等に加減する。

指 26 号 49 項(5)

③適用初年度において、上記①により会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う場合には、会計方針の変更による影響額の注記について、適用初年度の期首の繰延税金資産に対する影響額、利益剰余金に対する影響額、及びその他の包括利益累計額または評価・換算差額等に対する影響額を注記する。

FASF 記載例

④適用初年度において、上記①に該当せず、これまでの会計処理と異なる場合以外のケースにおいては、追加情報として当期より当該適用指針を適用している旨を記載する。

〔前期早期適用した場合の翌年度の取扱い〕

指 26 号 49 項(2)

⑤前年度において本適用指針を早期適用している場合には、当期の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、前年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（比較情報）について、本適用指針 49 項(3)①から③に該当する定め（①参照）を当該年度の期首に遡って適用する。

〔適用初年度・前期早期適用共通の取扱い〕

指 26 号 18 項 ⑥（分類 1）に該当する企業は繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとされるため、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産も含めて全額を計上する必要があり、評価性引当金として繰延税金資産からその全部または一部を控除することはできない点に留意する。

指 26 号 19 項、22 項 ⑦（分類 2）及び（分類 3）に該当するか否かの要件については、会計上の利益に基づく要件から課税所得に基づく要件に変更されている点について、留意する。

指 26 号 21 項、37 項、75 項、106 項 ⑧（分類 2）に該当する企業については、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについては、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものとして行うことができるが、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明できる場合に限られる点に留意する。

例えば、業務上の関係を有する企業の株式（いわゆる政策保有株式）のうち、過去に減損処理を行った上場株式について、当期末において、株式の売却時期の意思決定は行っていないが、市場環境、保有目的、処分方針等を勘案すると将来のいずれかの時点で売却する可能性が高いと見込む場合は、これに該当することも考えられる。

また、役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異について、損金算入時期を特定できない場合でも、将来のいずれかの時点で損金に算入され回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとされている。

指 26 号 24 項、25 項 ⑨（分類 3）に該当する企業においては、原則として、将来の合理的な見積可能期間（おおむね 5 年）を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産は回収可能性がないものとする。

ただし、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3 年）及び当期の課税所得の推移等を勘案して、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であるとして行うことができるが、当該一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合に限られる点に留意する。

なお、中長期計画は、おおむね 3 年から 5 年の計画を想定しており、また将来の合理的な見積可能期間は、個々の企業の業績予測期間、業績予測能力、当該企業の置かれている経営環境等を勘案した結果、5 年以内のより短い期間となる場合があり、この場合には当該期間を合理的な見積可能期間とする。

指 26 号 28 項、89 項 ⑩（分類 4）に該当する企業は、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積する場合のみ当該繰延税金資産に回収可能性があるものとする。

ただし、重要な税務上の繰越欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3 年）及び当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積する場合、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類 2）に該当するものとして取り扱う。（分類 2）に該当するものとして取り扱われるケースは、⑪の（分類 3）に該当するものとして取り扱われるケースに比べて多くはないものと考えられる。

（分類 2）として取り扱う場合、上記⑧の取扱いについて留意する。

指 26 号 29 項

⑪ (分類 4) に該当する企業で、重要な税務上の繰越欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去 (3 年) 及び当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積る場合、将来においておおむね 3 年から 5 年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは (分類 3) に該当するものとして取り扱う。(分類 3) として取り扱う場合、上記⑨の取扱いのうち、5 年超の見積可能期間に係る繰延税金資産の回収可能性は適用されないことに留意する。

指 26 号 15 項、
16 項

⑫ (分類 1) から (分類 5) に係る分類のいずれの要件も満たさない場合、過去の課税所得または税務上の欠損金の推移、当期の課税所得または税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに必ず分類する。

1.2 実務対応報告第 32 号「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(平成 28 年 6 月)

年度・四半期共通の留意事項

実 32 号 2 項

①従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業において、建物附属設備、構築物またはその両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合に、平成 28 年税制改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する当該すべての資産に係る減価償却方法を定額法に変更するときは、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

実 32 号 3 項

②①の会計方針の変更以外の減価償却方法の変更については、正当な理由に基づき自発的に行う会計方針の変更として取り扱う。

実 32 号 4 項

③①に従い会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う場合、以下の事項を注記する。

(i) 会計方針の変更の内容として、法人税法の改正に伴い、本実務対応報告を適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備、構築物またはその両方に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更している旨

(ii) 会計方針の変更による当期への影響額

実 32 号 17 項、
18 項

④平成 28 年 4 月 1 日以後、建物附属設備または構築物を取得したかどうかにかかわらず、当該税制改正に合わせて減価償却方法を定額法に変更する場合、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。従って、建物附属設備または構築物を取得していない場合も③の注記をする。

実 32 号 5 項

⑤本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する事業年度のみに適用する。

2. 平成 28 年度税制改正(平成 28 年 3 月 31 日公布)

年度・四半期共通の留意事項

税効果会計基準

四 3、指 27 号

5 項、6 項

①法人税等改正が行われ、以下のようになる（期末資本金の額が 1 億円超の法人）。

・法人税

法人税率は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度は 23.4% となり、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度は 23.2% となる。

・事業税（所得割）及び地方法人特別税

平成 20 年度より法人事業税の一部が地方法人特別税として徴収されていたが、地方法人特別税は平成 29 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から廃止され、法人事業税に還元される。事業税率は、平成 28 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について、改正により、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は 0.7% となり、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する事業年度は 3.6% となる。

地方法人特別税については、平成 28 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について、改正により、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は 414.2% となり、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から廃止となる。

上記の税率改正により、平成 28 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に関する法定実効税率（標準税率ベース）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は 29.97%、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度は 29.74% に、それぞれ引き下げられる。

指 27 号 7 項、

8 項 [設例 2]

②地方税法等に基づく税率

平成 28 年度税制改正に係る地方税法等（住民税（法人税割）及び事業税（所得割）の税率が規定されているもの）が平成 28 年 3 月中に国会で成立しているが、改正された地方税法等（以下「改正地方税法等」）を受けて改正された条例（以下「改正条例」）が各地方公共団体の議会等で成立していない場合、地方税法等に基づく税率は以下のとおりとなる。

ア 決算日において成立している条例（以下「改正前条例」）に標準税率で課税することが規定されているときは、改正地方税法等に規定されている標準税率

イ 改正前条例に超過課税による税率で課税することが規定されているときは、改正地方税法等に規定されている標準税率に、改正前条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率

なお、上記イに定める差分を考慮する税率を算定するにあたっては、例えば、次の方法がある。

□ ・改正地方税法等に規定されている標準税率に、改正前条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加えて算定する。なお、この結果として得られた税率が改正地方税法等に規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率とする。

□ ・改正地方税法等に規定されている標準税率に、改正前条例に規定されている超過課税による税率における改正直前の地方税法等の標準税率に対する割合を乗じて算定する。なお、この結果として得られた税率が改正地方税法等に規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率とする。

指 26 号 11 項

③欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除の改正が行われ、以下ようになる。

・ 欠損金の繰越控除限度額

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、繰越控除前の所得金額の 60%となり、また平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度は 55%、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度は 50%となる。

・ 欠損金の繰越期間の延長の適用時期

欠損金の繰越期間については、平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度において生じた欠損金額から 10 年とされていたが、改正により平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において生じた欠損金額から 10 年となる。したがって、平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度において生じた欠損金額については、その繰越期間は 9 年となる。

欠損金の繰越期間が延長されるとしても、繰延税金資産の回収可能性の検討における将来年度の課税所得の見積可能期間が延長されるわけではないことに留意する。

有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 16-1525

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.